

鞍手町の合併についての意思を問う

住民投票条例を否決



本会議での提案説明

宇田川亮議員、松本典子議員提案の条例を、審議の結果、賛成6反対9で否決しました。

提案理由

地方分権時代の地方公共団体の主役は住民であり、これからの町・地域づくりは、行政と住民が一体となって取り組むことが地域の発展と活性化にもつながっていきます。

合併はあくまでも住民の合意が大前提です。合併特例法の期限が迫っているとはいえ、町と議会だけですすめるべきではありません。

したがって、本町の合併について、町民の意思を確認し、その上で民意を尊重した選択をすることにより、将来にわたる町民の福祉の向上を図ることを目的として、鞍手町の合併についての意思を問う住民投票条例を制定する必要があると考えます。

9月定例会は、9月8日に招集され、22日までの15日間の会期で開催されました。

町長より提出された附属機関設置条例をはじめ一般会計補正予算など24議案を審議しました。

なお、各会計の決算認定については、今会期中に審議を終えることができませんでしたので、継続審議としました。

個人情報保護条例を制定

(全員賛成で可決)

平成15年5月30日、国会で、「個人情報保護に関する法律」が議決されました。

鞍手町では、「電子計算組織の管理運営に関する規則」や「情報公開条例」の中で、個人情報に関してさまざまな規則を設け、適性かつ厳重にその保護に取り組んできましたが、法律の成立や住基ネットへの接続などから、条例などで別個に規制を加えるだけでなく、個人情報全般について一本化した条例を制定する必要があるため、本条例を制定しました。

この条例には、個人に関する情報を不正に外部に提供するなど違法行為があった場合のための罰則規定が設けられています。

公共下水道事業に基金を設ける

(全員賛成で可決)

下水道事業の財源は、国・県の補助金、起債(借金)、町費です。町費には、下水道の利便性や利用価値を受ける区域の住民が負担している受益者負担金も含まれています。これを確実かつ有利な方法で運用するため基金を設けて下水道の建設費にあてます。

賛成討論

反対討論

反対

○合併は大きな問題であるので住民の声を一度聞いて、住民もそれに納得して、後は町執行部が方向性を示してもらいたい。

(武谷 保正議員)

○この時点での住民投票は遅いという議論がある

○市町村合併は50年に一度あるかないかの重要な大事業であり、国民主権の中、地方自治の確立は

地域住民の理解と協力なしでは成立しないと考える。

(福本 博文議員)

○合併の枠組みなど住民説明会を開いて、住民の声を聞くべきです。

私たちが議員や行政だけで決定するのは、間違っています。住民にも選択肢を与え、選んで頂く必要があると考えます。

(松本 典子議員)

○これまで町民には1市2町の枠組みになった経過、また合併すれば町民の生活がどうなるかなど、一切の説明はされていません。住民の意思を確認することは将来合併する、しないに関わらず、今後の町づくりの活性化にも大きく影響することは間違いありません。

(宇田川 亮議員)

○現在1市2町の法定協を傍聴して、保育料の値上げ、福祉の後退などが懸念される。法定協で決まっているすべての内容を住民の方に説明し、その上で住民投票を行って頂きたい。

(岡崎 邦博議員)

○この時点においての住民投票条例は、住民に鞍手町が単独か、1市2町の合併かについて判断を求めるものである。

この時点においての住民投票条例は、住民に鞍手町が単独か、1市2町の合併かについて判断を求めるものである。

(竹内 利一議員)

○町制50周年の記念行事を

平成17年1月1日で町施行50周年を迎えるため、その記念行事の企画・立案及び実施等を行なう「記念行事実施委員会」を設置します。

○小作料の見直しを

本年が標準小作料改定の年であるので、「小作料協議会」を設けて、見直しを行います。

附属機関を設置

(全員賛成で可決)



町制40周年でのホークス選手による野球教室